

令和5年度決算概要

目 次

I	令和5年度決算の総括	P. 1
1	予算の状況	P. 1
2	決算の特徴	P. 2
II	令和5年度決算の状況	P. 3
1	概況	P. 3
2	一般会計	P. 3
	(1) 歳入	P. 5
	(2) 歳出	P. 6
3	特別会計	P. 8
III	令和5年度健全化判断比率等	P. 9
1	健全化判断比率	P. 9
2	資金不足比率	P. 11
	[参考資料]	
参考1	決算における財政指標等	P. 12
参考2	基金残高の状況	P. 12
参考3	市債残高の状況	P. 12
参考4	財政調整基金、基金借入残高、 市債残高の推移	P. 13
参考5	市税等の収納状況	P. 14
参考6	債権放棄の状況	P. 15

[決算額については、百万円単位で整理した。]

I 令和5年度決算の総括

1 予算の状況

(1) 当初予算編成方針

- ・第1次実施計画事業の推進

基本計画において目指すべき10年後の本市の姿として定めた「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」を実現するため、同計画に基づく第1次実施計画に位置付ける各種事業については、その初年度として、緊急性、必要性、事業費、財源等の精査を行ったうえで、着実な推進を図る。

- ・財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の推進

財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させることとし、特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

(2) 補正予算及び予算執行

補正予算については、長期化する物価高騰による市民生活への影響や、令和5年9月の台風13号による災害に機動的に対応するため、一般会計で計9回にわたる補正予算を編成した。

また、予算の執行段階においては、経済情勢による税収等への影響や国庫補助金等について国の動向を注視するとともに、持続可能な財政構造の確立に向け策定した「千葉市中期財政運営方針」を踏まえ、歳入確保に万全を期すことはもとより、歳出においても、物価高騰などに適切に対応しつつ、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効率的な予算執行に努めた。

2 決算の特徴

(1) 実質収支の確保

一般会計では、歳入において、市税が予算に比べ減収となったものの、歳出において、効率的な予算執行に努めた結果、28億5,100万円の実質収支を確保した。

表1 一般会計実質収支の推移

(単位：百万円)

区 分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
実 質 収 支	2,851	5,565	2,979	5,724	5,840
対前年度増減額	△ 2,714	2,586	△ 2,745	△ 116	3,394

(2) 財政の健全性の維持

社会保障関係経費の増等に伴い、財政調整基金残高は対前年度比21億円の減となる一方、全会計市債残高は対前年度比151億円の減となるとともに、基金借入金残高を着実に削減し、対前年度比20億円の減となるなど、「千葉市中期財政運営方針」を踏まえた財政運営に努めた。

表2 財政調整基金残高の推移

(単位：億円)

区 分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
財政調整基金残高	149	170	190	128	89
対前年度増減額	△ 21	△ 20	62	39	13

表3 市債残高（全会計）の推移

(単位：億円)

区 分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
年 度 末 残 高	9,567	9,718	9,626	9,701	9,732
対前年度増減額	△ 151	92	△ 75	△ 31	△ 59

表4 基金借入金残高の推移

(単位：億円)

区 分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
基金借入金残高	157	177	197	237	247
対前年度増減額	△ 20	△ 20	△ 40	△ 10	△ 10

(3) 物価高騰への対応

物価高騰への対応として、市民の暮らしを守るとともに、地域経済の回復を図る取組み等を実施した。

- ・物価高騰対策経費 17,523百万円（13事業）

（主な取組み）

価格高騰重点支援給付金	11,484百万円
子育て世帯臨時給付金	1,516百万円
中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金	1,127百万円

Ⅱ 令和5年度決算の状況

1 概況

表5 会計別歳入・歳出決算額及び実質収支

(単位：百万円)

会 計		歳入決算額	歳出決算額	形式収支	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支
一 般 会 計		506,283	502,483	3,800	949	2,851
特別会計(14会計)小計		334,202	333,016	1,186	150	1,036
会 計		収入額	支出額	形式収支	当年度純損益(税抜き)	累積欠損金(税抜き)
企業会計 (3会計)	収益的収支	55,554	54,850	704	202	
	病 院	23,289	23,945	△ 656	△ 642	△ 3,719
	資本的収支	20,987	32,656	△ 11,669		
全 会 計 合 計		917,026	923,005			
< 参 考 > 普 通 会 計		511,176	506,720	4,456	1,607	2,849

※1 各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合がある。

※2 企業会計の資本的収支の不足額は、内部留保資金等に対応した。

2 一般会計

表6-1 一般会計歳入・歳出決算額及び実質収支(対前年度比較)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率(%)
予算現額	548,960	579,913	△ 30,953	△ 5.3
歳入決算額 (A)	506,283	529,859	△ 23,576	△ 4.4
歳出決算額 (B)	502,483	522,986	△ 20,503	△ 3.9
形式収支 (C)=(A)-(B)	3,800	6,873	△ 3,073	△ 44.7
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	949	1,308	△ 359	△ 27.4
実質収支 (C)-(D)	2,851	5,565	△ 2,714	△ 48.8

表6-2 一般会計歳入決算額（対予算比較）

（単位：百万円）

区 分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B)-(A)
自主財源	263,286	256,628	△ 6,658
市税	208,700	207,965	△ 735
諸収入	20,830	19,150	△ 1,680
使用料・手数料	10,695	9,384	△ 1,311
繰入金	8,769	7,233	△ 1,536
繰越金	6,873	6,873	0
財産収入	3,358	2,071	△ 1,287
その他	4,061	3,952	△ 109
依存財源	285,674	249,655	△ 36,019
国庫支出金	126,169	115,872	△ 10,297
市債	63,925	42,478	△ 21,447
県支出金	29,490	25,778	△ 3,712
地方交付税	25,228	25,446	218
地方消費税交付金	24,749	24,630	△ 119
軽油引取税交付金	5,271	5,137	△ 134
その他	10,842	10,314	△ 528
合 計	548,960	506,283	△ 42,677

表6-3 一般会計歳出決算額（目的別、対予算比較）

（単位：百万円）

区 分	予算現額 (A)	決算額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A)-(B)-(C)
民 生 費	211,623	203,358	3,149	5,116
教 育 費	83,416	72,729	6,121	4,566
公 債 費	54,847	52,973	-	1,874
土 木 費	68,019	52,891	11,294	3,834
衛 生 費	55,170	50,563	129	4,478
総 務 費	41,454	38,213	579	2,662
商 工 費	16,762	15,356	459	947
消 防 費	11,803	10,964	248	591
諸 支 出 金	2,012	2,001	-	11
農 林 水 産 業 費	1,990	1,813	17	160
議 会 費	1,373	1,253	-	120
労 働 費	261	232	-	29
災 害 復 旧 費	203	137	51	15
予 備 費	27	-	-	27
合 計	548,960	502,483	22,047	24,430

(1) 歳入

表7 一般会計歳入決算額 (対前年度比較)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
自主財源	256,628	50.7%	258,530	48.8%	△ 1,902	△ 0.7%
市税	207,965	41.1%	205,438	38.8%	2,527	1.2%
諸収入	19,150	3.8%	26,573	5.0%	△ 7,423	△ 27.9%
使用料・手数料	9,384	1.8%	9,344	1.8%	40	0.4%
繰入金	7,233	1.4%	7,153	1.3%	80	1.1%
繰越金	6,873	1.4%	6,442	1.2%	431	6.7%
財産収入	2,071	0.4%	1,407	0.3%	664	47.2%
その他	3,952	0.8%	2,173	0.4%	1,779	81.9%
依存財源	249,655	49.3%	271,329	51.2%	△ 21,674	△ 8.0%
国庫支出金	115,872	22.9%	122,804	23.2%	△ 6,932	△ 5.6%
市債	42,478	8.4%	59,453	11.2%	△ 16,975	△ 28.6%
県支出金	25,778	5.1%	28,246	5.3%	△ 2,468	△ 8.7%
地方交付税	25,446	5.0%	20,922	3.9%	4,524	21.6%
地方消費税交付金	24,630	4.8%	24,710	4.7%	△ 80	△ 0.3%
軽油引取税交付金	5,137	1.0%	5,294	1.0%	△ 157	△ 3.0%
その他	10,314	2.1%	9,900	1.9%	414	4.2%
合 計	506,283	100.0%	529,859	100.0%	△ 23,576	△ 4.4%

<増減の主な内訳> 単位：百万円、() は対前年度増減額

【自主財源】

◎市税 ※徴収率97.9% (R4：97.9%)

・個人市民税	96,031	(2,093)
・固定資産税	71,623	(1,024)

◎諸収入

・中小企業資金融資預託金収入	8,000	(△ 3,000)
・緊急特別支援資金預託金収入	0	(△ 2,499)

【依存財源】

◎国庫支出金

・新型コロナウイルスワクチン接種関連収入	4,487	(△ 8,088)
・非課税世帯等臨時特別給付金事業費収入	0	(△ 3,569)
・感染症予防費収入	324	(△ 1,843)
・地方創生臨時交付金収入	15,940	(8,388)

◎市債

・建設事業債	33,183	(△ 12,905)
・臨時財政対策債	8,755	(△ 4,610)

◎県支出金

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 交付金収入	272	(△ 3,450)
・子育て世帯臨時給付金支給事業費収入	771	(771)

◎地方交付税

・普通交付税	24,328	(4,420)
--------	--------	----------

(2) 歳出

ア 目的別

表8 一般会計歳出決算額（目的別、対前年度比較）

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
民 生 費	203,358	40.5%	193,966	37.1%	9,392	4.8%
教 育 費	72,729	14.5%	72,161	13.8%	568	0.8%
公 債 費	52,973	10.5%	51,058	9.8%	1,915	3.7%
土 木 費	52,891	10.5%	54,510	10.4%	△ 1,619	△ 3.0%
衛 生 費	50,563	10.1%	62,745	12.0%	△ 12,182	△ 19.4%
総 務 費	38,213	7.6%	50,558	9.7%	△ 12,345	△ 24.4%
商 工 費	15,356	3.1%	20,718	4.0%	△ 5,362	△ 25.9%
消 防 費	10,964	2.2%	10,631	2.0%	333	3.1%
諸 支 出 金	2,001	0.4%	2,002	0.4%	△ 1	△ 0.1%
農 林 水 産 業 費	1,813	0.4%	2,849	0.5%	△ 1,036	△ 36.3%
議 会 費	1,253	0.2%	1,300	0.3%	△ 47	△ 3.7%
労 働 費	232	0.0%	236	0.0%	△ 4	△ 1.3%
災 害 復 旧 費	137	0.0%	252	0.0%	△ 115	△ 45.6%
合 計	502,483	100.0%	522,986	100.0%	△ 20,503	△ 3.9%

＜増減の主な内訳＞ 単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

◎民生費

・ 価格高騰重点支援給付金	11,484	（ 6,026）
・ 障害者介護給付等事業費	21,949	（ 2,324）
・ 子ども・子育て支援給付事業費	25,350	（ 2,039）
・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	0	（ △ 3,147）

◎教育費

・ 小学校校舎等改修事業費	4,700	（ 1,538）
---------------	-------	----------

◎土木費

・ 下水道事業補助金	290	（ △ 1,461）
------------	-----	------------

◎衛生費

・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	4,066	（ △ 8,404）
・ 新型コロナウイルス感染症対策経費	951	（ △ 6,847）
・ 新清掃工場整備事業費	3,636	（ 1,386）

◎総務費

・ 新庁舎整備事業費	1,526	（ △ 12,410）
・ スポーツ施設建設事業費	589	（ △ 3,765）
・ 職員退職手当基金積立金	1,041	（ 1,041）

◎商工費

・ 中小企業資金融資預託貸付金	8,000	（ △ 3,000）
・ 消費活性化・生活支援キャンペーン事業費	915	（ 915）

イ 性質別

表9 一般会計歳出決算額（性質別、対前年度比較）

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
義務的経費	290,458	57.8%	278,494	53.3%	11,964	4.3%
人件費	94,649	18.8%	95,677	18.3%	△ 1,028	△ 1.1%
扶助費	143,114	28.5%	132,108	25.3%	11,006	8.3%
公債費	52,695	10.5%	50,709	9.7%	1,986	3.9%
投資的経費	46,355	9.2%	61,892	11.8%	△ 15,537	△ 25.1%
普通建設（補助）事業費	17,846	3.6%	20,723	4.0%	△ 2,877	△ 13.9%
普通建設（単独）事業費	28,357	5.6%	40,917	7.8%	△ 12,560	△ 30.7%
災害復旧費	152	0.0%	252	0.0%	△ 100	△ 39.7%
その他の経費	165,670	33.0%	182,600	34.9%	△ 16,930	△ 9.3%
物件費	61,299	12.2%	74,687	14.3%	△ 13,388	△ 17.9%
維持補修費	9,370	1.9%	9,452	1.8%	△ 82	△ 0.9%
補助費等	35,466	7.1%	38,040	7.3%	△ 2,574	△ 6.8%
積立金	9,202	1.8%	4,615	0.9%	4,587	99.4%
投資・出資・貸付金	12,948	2.6%	18,473	3.5%	△ 5,525	△ 29.9%
繰出金	37,385	7.4%	37,333	7.1%	52	0.1%
合 計	502,483	100.0%	522,986	100.0%	△ 20,503	△ 3.9%

<増減の主な内訳> 単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

【義務的経費】

◎人件費

- ・退職手当 2,440 (△ 2,964)
- ・一般職人件費（会計年度任用職員を除く） 83,689 (1,430)

◎扶助費

- ・価格高騰重点支援給付金 11,126 (6,342)
- ・障害者介護給付等事業費 21,949 (2,324)
- ・子ども・子育て支援給付事業費 25,350 (2,039)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 0 (△ 2,412)

◎公債費

- ・元金 50,154 (2,011)
- ・利子 2,541 (△ 25)

【投資的経費】

◎普通建設（補助）事業費

- ・スポーツ施設建設事業費 0 (△ 4,269)

◎普通建設（単独）事業費

- ・庁舎整備事業費 1,374 (△ 12,503)
- ・新清掃工場建設事業費 1,152 (1,145)

【その他の経費】

◎物件費

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費 3,841 (△ 8,582)

◎補助費等

- ・下水道事業補助金 290 (△ 1,461)

◎積立金

- ・財政調整基金積立金 2,898 (1,312)

3 特別会計（歳出決算額）

表10 特別会計歳出決算状況（会計別、対前年度比較）

（単位：百万円）

会 計	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
1 国民健康保険	80,650	80,161	489	0.6%
2 介護保険	79,719	76,029	3,690	4.9%
3 後期高齢者医療	14,053	13,605	448	3.3%
4 母子父子寡婦福祉資金貸付	146	142	4	3.6%
5 霊園	908	847	61	7.2%
6 農業集落排水	539	517	22	4.3%
7 競輪	2,479	3,157	△ 678	△ 21.5%
8 地方卸売市場	1,459	1,359	100	7.4%
9 都市計画土地区画整理	631	933	△ 302	△ 32.3%
10 市街地再開発	802	955	△ 153	△ 16.0%
11 動物公園	1,218	1,186	32	2.7%
12 公共用地取得	271	1,956	△ 1,685	△ 86.1%
13 学校給食	9,035	8,654	381	4.4%
14 公債管理	141,104	140,119	985	0.7%
特別会計（14会計）合計	333,016	329,619	3,397	1.0%
1 病院	27,666	30,918	△ 3,252	△ 10.5%
2 下水道	55,978	59,172	△ 3,194	△ 5.4%
3 水道	3,862	4,054	△ 192	△ 4.7%
企業会計（3会計）合計	87,506	94,145	△ 6,639	△ 7.1%

※各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、合計が一致しない場合がある。

<主な事業> 単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

（1）国民健康保険

- ・保険給付費 54,327 （ △ 675）
- ・国民健康保険事業費納付金 23,818 （ 715）

（2）介護保険

- ・保険給付費 74,461 （ 3,489）

（3）競輪

- ・開催費 2,063 （ △ 150）

（4）公債管理

- ・元金 103,362 （ △ 490）
- ・利子 6,049 （ △ 157）
- ・基金積立金 31,679 （ 1,631）

（5）病院

- ・収益的支出 23,945 （ 1,226）
- ・資本的支出 3,721 （ △ 4,479）

Ⅲ 令和5年度健全化判断比率等

1 健全化判断比率

表11 健全化判断比率（対前年度比較）

（単位：％、％ポイント）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	—	—	10.7	122.4
令和4年度	—	—	10.6	125.0
増 減	—	—	0.1	△ 2.6
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(1) **実質赤字比率** ⇒ 一般会計等の実質収支における赤字額の標準財政規模^{*}に対する割合

ア 対象会計：一般会計等

一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、霊園事業、都市計画土地地区画整理事業、
 市街地再開発事業、公共用地取得事業、学校給食事業、公債管理

イ 算定式：一般会計等実質赤字額／標準財政規模

ウ 算定結果：一般会計等の実質収支が2,849百万円の黒字となったため、比率は発生しない。

※標準財政規模… 地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額、臨時財政対策債発行可能額を合算したもの。

(2) **連結実質赤字比率** ⇒ 全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

ア 対象会計：全18会計

イ 算定式：連結実質赤字額／標準財政規模

ウ 連結実質赤字額：(実質赤字額＋企業会計資金不足額)－(実質黒字額＋企業会計資金剰余額)

エ 係 数：
$$\frac{(0\text{百万円}+0\text{百万円}) - (3,158\text{百万円}+7,502\text{百万円})}{264,255\text{百万円}}$$

=
$$\frac{\Delta 10,660\text{百万円}}{264,255\text{百万円}} = \underline{\underline{\Delta 4.02\%}}$$

オ 算定結果：一般会計等において実質黒字額が2,849百万円となったほか、病院事業会計において企業会計資金剰余額が5,794百万円となったことなどから、連結実質収支が10,660百万円の黒字となったため、比率は発生しない。

(3) **実質公債費比率** ⇒ 公債費等の標準財政規模に対する割合

ア 対象会計：公債費等の償還を有する会計

〔 一般会計、壺園事業、都市計画土地地区画整理事業、市街地再開発事業、
公共用地取得事業、公債管理、農業集落排水事業、地方卸売市場事業、
動物公園事業、病院事業、下水道事業、水道事業 〕

イ 算定式：
$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}^{\ast}) - (\text{特定財源} + \text{交付税算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費}}$$
 の3か年平均

※準元利償還金…企業会計の元利償還金に対する繰出金や債務負担行為の償還金など。

ウ 係数：
$$\frac{(24,137\text{百万円} + 41,051\text{百万円}) - (10,891\text{百万円} + 29,213\text{百万円})}{264,255\text{百万円} - 29,213\text{百万円}}$$

$$= \frac{25,084\text{百万円}}{235,042\text{百万円}} = \underline{10.67\%} \text{ (5年度単年度)}$$

3か年平均：
$$(R3\text{年度} + R4\text{年度} + R5\text{年度}) / 3$$

$$= (10.83\% + 10.70\% + 10.67\%) / 3 = \underline{10.7\%} \text{ (少数点以下第2位切捨て)}$$

エ 算定結果：分母となる標準財政規模の増などにより、単年度比率は令和4年度に比べ0.03ポイント減の10.67%となったものの、3か年平均では0.1ポイント増の10.7%となった。

(4) **将来負担比率** ⇒ 全会計と関係団体の将来負担債務の標準財政規模に対する割合

ア 対象：全18会計

イ 算定式：
$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費}}$$

ウ 係数：
$$\frac{1,030,141\text{百万円} - 742,303\text{百万円}}{264,255\text{百万円} - 29,213\text{百万円}}$$

$$= \frac{287,838\text{百万円}}{235,042\text{百万円}} = \underline{122.4\%} \text{ (少数点以下第2位切捨て)}$$

エ 算定結果：実質的な将来負担額はほぼ横ばいであるものの、標準税収入額の増に伴い標準財政規模が増加したため、令和4年度から2.6ポイント減少し、122.4%となった。

2 資金不足比率

○ 資金不足比率 ⇒ 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合

(単位：％)

区分	法適用			法非適用		
	病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
令和5年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0					

ア 算定式：資金の不足額／事業の規模

※資金の不足額（法適用）：（流動負債－控除企業債等）－（流動資産－控除財源）

（法非適用）：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額

※事業の規模（法適用）：営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用）：営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入額

イ 算定結果：対象となる6会計全てで資金不足は生じないため、比率は発生しない。

<法適用>

(単位：百万円)

	資金不足比率 e/g (%) ※	資金不足額（資金不足を正数、資金剰余を負数で表記）				算入地方債 f	事業の規模 g	
		e= (a-b)-(c-d)+f	流動負債 a	控除 企業債等 b	流動資産 c			控除財源 d
病院事業	—	△ 5,794	6,170	2,302	9,990	0	328	18,347
下水道事業	—	△ 1,366	20,955	16,256	6,065	0	0	17,431
水道事業	—	△ 139	2,331	984	1,486	0	0	976

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

<法非適用>

(単位：百万円)

	資金不足比率 c/d (%) ※	資金不足額 c=a+b	事業の規模 d		
			繰上充用額 a	支払繰延額等 b	
農業集落排水事業	—	0	0	0	52
地方卸売市場事業	—	0	0	0	424
動物公園事業	—	0	0	0	286

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

参 考 资 料

〔 令和5年度
決算概要 〕

参考1 決算における財政指標等（普通会計）

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度比較
実質収支 (単位:百万円)	2,849	5,564	△ 2,715
標準財政規模 (単位:百万円)	264,255	258,821	5,434
財政力指数	0.888	0.905	△ 0.017
実質収支比率	1.1%	2.1%	△ 1.0
経常収支比率	98.4%	98.1%	0.3

参考2 基金残高の状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
全基金残高	168,659	160,037	8,622	
うち一般会計貸付金	15,740	17,740	△ 2,000	
主な基金	財政調整基金	14,925	17,037	△ 2,112
	市債管理基金	134,042	124,951	9,091
	うち一般会計貸付金	12,740	14,740	△ 2,000

参考3 市債残高の状況

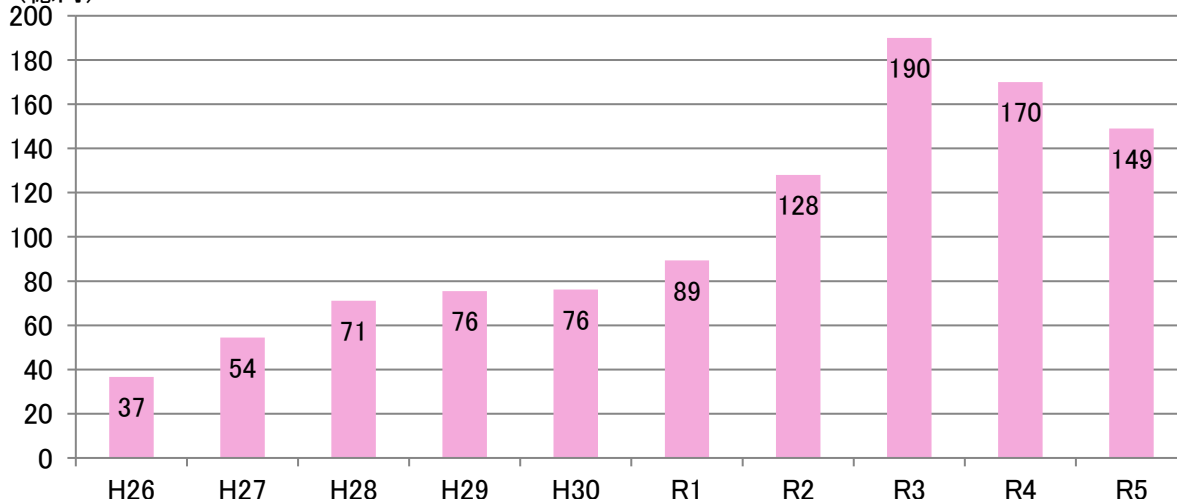
(単位:百万円)

区 分	令和4年年度末 現在高(A)	令和5年度 発行額	令和5年度 償還額	令和5年度末 現在高(B)	増減額 (B-A)
一般会計	699,734	42,478	50,154	692,058	△ 7,676
特別会計	20,736	40,939	41,430	20,245	△ 491
企業会計	251,321	12,945	19,847	244,419	△ 6,902
合 計	971,791	96,362	111,431	956,722	△ 15,069
うち臨時 財政対策債	244,207	8,755	13,255	239,707	△ 4,500
(参考) 普通会計	706,396	42,770	50,773	698,393	△ 8,003

参考4 財政調整基金残高、基金借入残高、市債残高の推移

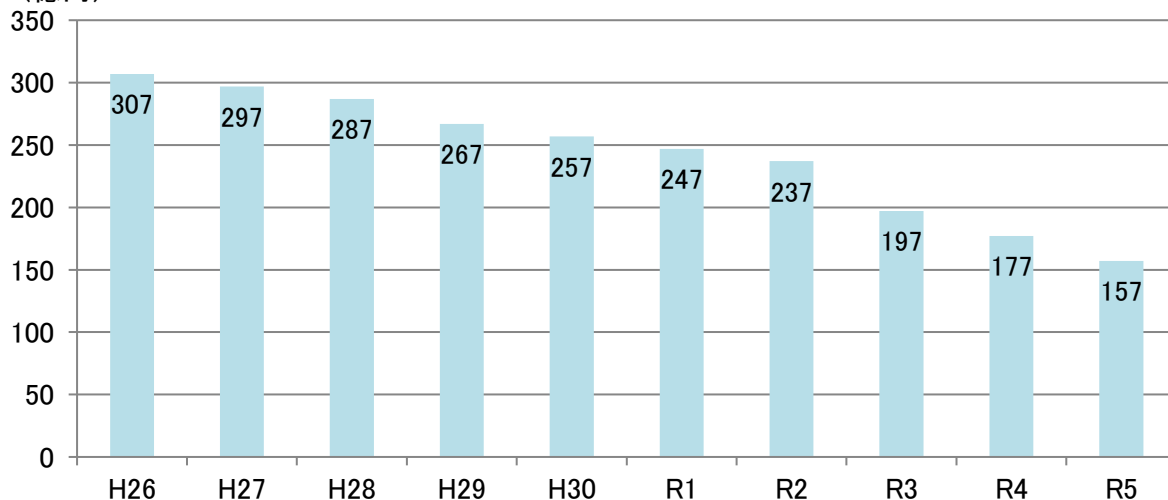
<財政調整基金残高>

(億円)



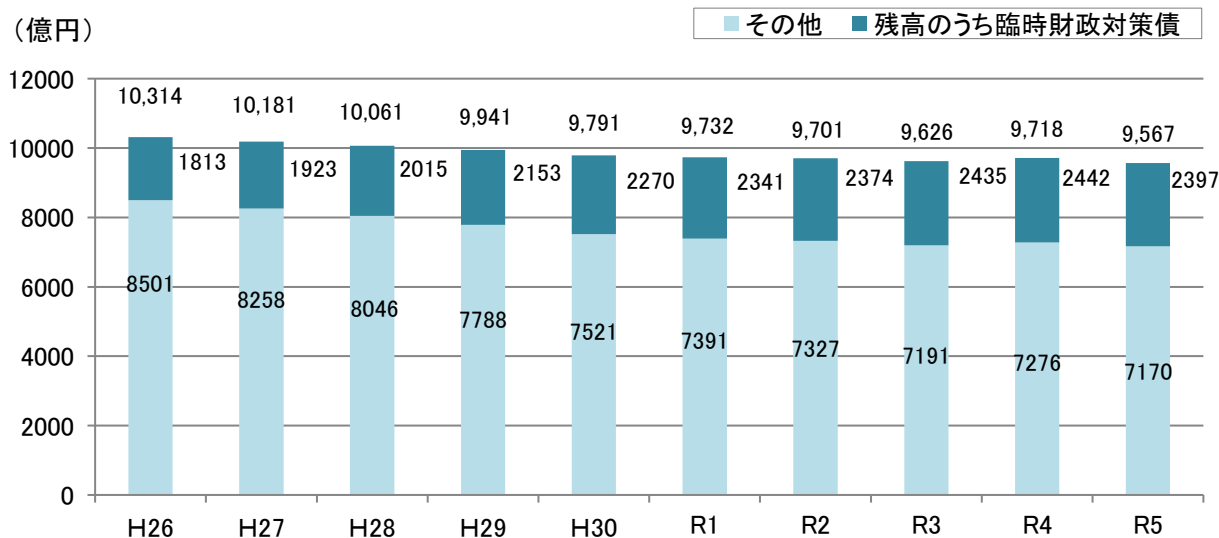
<基金借入残高>

(億円)



<市債残高(全会計)の推移>

(億円)



参考5 市税等の収納状況

(単位：百万円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	対調定 収納率(%)		不納 欠損額	収入 未済額
				R5	R4		
市税	208,700	212,508	207,965 対予算 99.6%	97.9	97.9	291	4,377
市民税	109,491	112,208	108,990 対予算 99.5%	97.1	97.3	225	3,097
固定 資産税	72,093	72,610	71,623 対予算 99.3%	98.6	98.6	44	950
その他	27,116	27,690	27,352 対予算 100.9%	98.8	98.7	22	330
国民健康 保険料	17,654	21,445	17,828 対予算 101.0%	83.1	83.2	551	3,125
介護 保険料	16,369	16,408	16,172 対予算 98.8%	98.6	98.5	42	229
保育料	2,675	2,670	2,581 対予算 96.5%	96.7	95.9	12	79
住宅 使用料	1,409	1,312	1,228 対予算 87.2%	93.6	92.0	14	71
下水道 使用料 (3月末)	14,286	15,538	14,148 対予算 99.0%	91.1	89.9	33	1,357

※収入済額には、還付未済額を含む。

参考6 債権放棄の状況

<対前年度比較>

単位：件、千円

	R5		R4		増減	
	債務者数	金額	債務者数	金額	債務者数	金額
一般会計	466	70,318	514	90,819	△ 48	△ 20,501
特別会計	35	1,791	40	6,350	△ 5	△ 4,559
企業会計	125	6,582	194	6,248	△ 69	334
合計	626	78,691	748	103,417	△ 122	△ 24,726

千葉県債権管理条例（平成24年千葉県条例第7号）第7条の規定により放棄した債権（非強制徴収公債権及び私債権）

会計	債権名	債務者数 (件)	金額 (千円)	適用条項	
一般会計	給与、社会保険料過年度戻入金	1	114	第3号	
	特例措置者介護老人福祉施設入所者負担金	1	766	第3号	
	千葉市中心身障害者福祉手当戻入金	1	8	第5号	
	障害施設利用料		1	6	第1号
			2	1	第5号
	生活保護法第63条返還金		6	4,589	第3号
			18	8,080	第5号
	生活保護法第77条の2徴収金		4	355	第3号
			1	24	第5号
	生活保護法第78条徴収金		6	12,371	第3号
			7	6,624	第5号
	生活保護費過年度戻入金		5	271	第3号
			154	12,705	第5号
	要保護世帯緊急援護資金貸付金元金収入	20	400	第1号	
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止に伴う返還金		1	80	第3号
			1	60	第5号
	休日救急診療所使用料	151	2,043	第1号	
	休日救急診療所手数料	20	25	第1号	
	市営住宅使用料		5	1,585	第1号
			11	11,514	第4号
	市営住宅駐車場使用料	7	45	第1号	
	退去修繕退去者負担金	27	2,915	第1号	
	放置自転車等売却代金	1	1,328	第5号	
	子どもルーム利用料		5	450	第1号
			2	198	第3号
	母子生活支援施設入所者徴収金	1	14	第3号	
給食費	3	103	第1号		
行政財産目的外使用料	1	6	第5号		
工事目的物の契約不適合による損害賠償	1	253	第5号		
市で代執行した工事用地等の復旧費	2	3,385	第5号		
一般会計 計		466	70,318		
学校給食事業特別会計	給食費	34	1,491	第1号	
国民健康保険事業特別会計	出産費貸付金	1	300	第1号	
特別会計 計		35	1,791		
水道事業会計	水道料金	33	172	第1号	
病院事業会計	市立病院診療費	77	3,279	第1号	
		2	333	第3号	
下水道事業会計	水洗便所改造等資金貸付金	13	2,798	第1号	
企業会計 計		125	6,582		
合計		626	78,691		

千葉県債権管理条例（抜粋）

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。
- (2) 略
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置をとっても、なお完全に履行されず、当該強制執行等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 自治令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。